

入札公告兼入札説明書

「令和 7 年度 第 52 回奈良県ジュニア美術展覧会」搬入出・展示作業等業務の委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本公告は入札説明書を兼ねています。当業務に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札公告兼入札説明書によるものとします。

2025 年 6 月 11 日(水)

奈良県美術展覧会実行委員会 委員長 岡田 俊一

第 1 競争入札に付する業務の内容

1 業務の名称

「令和 7 年度 第 52 回奈良県ジュニア美術展覧会」搬入出・展示作業等業務

2 業務の仕様等

「令和 7 年度 第 52 回奈良県ジュニア美術展覧会」搬入出・展示作業等業務
(詳細は別紙仕様書のとおり。)

3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日(金)まで

4 発注者

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県美術展覧会実行委員会事務局

(奈良県地域創造部文化振興課内)

電話(直通) 0742-27-8478

5 入札方法

入札は、「令和 7 年度 第 52 回奈良県ジュニア美術展覧会」搬入出・展示作業等業務の総額で行います。入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には税抜き額を記載してください。なお、保険料については非課税であるため、保険料に相当する額は、別途、内書きで記載してください(詳しくは、入札書記入例をご参照ください。)

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額により決定します。入札書に記載された金額から保険料に相当する額を減じた金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)に保険料に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(13)までの全てに該当する者が、この入札に参加することができ

ます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 本件業務の参加表明書の提出の日から入札の日までの間のいずれかの日においても、奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者で、奈良県内に本店又は営業所の登録を有する業者のうち、「Q7 諸サービス」に登録のある業者のうち主な取扱品目・業務内容において“美術品”で登録がある業者。
- (5) 本件業務と同様の業務を国又は地方公共団体（地方公共団体の組織内に事務局がある団体も含む。）から受託し、履行した実績を有すること。
 - ・ 請負金額 1,600 千円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の業務であること。
 - ・ 令和 2 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの期間に受託し、履行した業務の実績であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (7) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記条件に該当する団体）でないこと。
- (9) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) (11) 及び (12) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第3 入札に係る説明等

1 入札日程等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
入札公告兼入札説明書、仕様書の入手	令和7年6月11日(水) -令和7年7月2日(水)	奈良県美術展覧会実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内) ※奈良県地域創造部文化振興課のWebサイトに掲載及び上記課で交付
入札説明会	実施しません	
仕様書等に関する質問※ ※様式第1号「質問票」	令和7年6月17日(火)正午まで <u>電子メールによる。</u> ※送付後、電話にて到着確認を行うこと。	奈良県美術展覧会実行委員会事務局あて 送付先電子メールアドレス bunka@nara-arts.com <u>メール送信時には、@を全角から半角に変換して送信ください。</u> ※様式は奈良県地域創造部文化振興課Webサイトに掲載及び上記課で交付
質問に対する回答	令和7年6月19日(木)	※奈良県地域創造部文化振興課Webサイトに掲載
一般競争入札参加表明書等※の提出 ※様式第2号 「一般競争入札参加表明書」 様式第3号 「契約履行実績報告書」 (様式第3号の下段を熟読の上記載すること。また、報告書に記載した契約の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書を添付すること。)	令和7年6月23日(月)午後5時まで <u>持参、郵送または電子メールによる。</u> ※送付後、電話にて到着確認を行うこと。	奈良県美術展覧会実行委員会事務局あて 送付先電子メールアドレス bunka@nara-arts.com <u>メール送信時には、@を全角から半角に変換して送信ください。</u> ※様式は奈良県地域創造部文化振興課Webサイトに掲載及び上記課で交付
入札参加確認書の通知	令和7年6月26日(木)	※参加表明者に対して電子メールにより通知
入開札の日時及び場所 ※様式第4号「入札書」 (代理人による入札の場合) ※様式第5号「委任状」	令和7年7月2日(水) 午後1時30分	奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎6階 入札室 ※様式は奈良県地域創造部文化振興課Webサイトに掲載及び上記課で交付

2 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

3 郵便による入札

ア 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に『「令和7年度 第52回奈良県ジュニア美術展覧会」搬入出・展示作業等業務の委託に係る入札書』と朱書して、令和7年7月1日(火)午後5時までに、第1の4に示す場所に到着するようにしてください。発送後、第1の4に電話連絡を行い、必ず書類到着の確認を行ってください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便での差し出しを認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（再度入札辞退を含みます。）を別々に封緘し、封書の表面に『「令和7年度 第52回奈良県ジュニア美術展覧会」搬入出・展示作業等業務の委託に係る入札書（初度入札）』、『「令和7年度 第52回奈良県ジュニア美術展覧会」搬入出・展示作業等業務の委託に係る入札書（再度入札）』（又は「再度入札辞退」）と各々朱書して、令和7年7月1日(火)午後5時までに、第1の4に示す場所に到着するようにしてください。

ウ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

エ 郵便で入札に参加する場合、下記で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

4 入札者に要求される事項

- （1）入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- （2）代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式第5号）を入札と同時に提出してください。代理人による入札の場合は、入札書に代理人の記名・押印（委任状に使用した印鑑と同じもの）が必要です。
- （3）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。入札立会人となる入札者若しくはその代理人以外の者は入室できません。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。

第4 契約の解除

- 1 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じます。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、実行委員会が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を実行委員会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等、実行委員会、契約の相手方いずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、契約を解除し、協議のうえ必要な措置をとることがあります。また、契約を解除した場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えません。また、その際、契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければなりません。

第5 その他

1 入札保証金

免除します。

2 契約保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによります。

3 契約書作成の要否

要します。契約書には、金額内訳明細書を添付してください。

4 消費税率の改定

業務期間中に消費税率の改定があった場合は、法律の規定に従い適切に対応します。

5 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用についてはすべて当該入札者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとします。

(3) 業務の詳細は、仕様書によります。

(4) 当該業務は、当実行委員会の都合（天災地変、感染症等）により中止又は延期することがあります。その際、当実行委員会は生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。